

平成 22 年 9 月 3 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 44 号（企業会計基準第 22 号の改正案） 「連結財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について短期的に改善するか否かにつき検討を重ねてまいりました。今般、平成 22 年 8 月 26 日の第 208 回企業会計基準委員会において、以下の会計基準等を改正する公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第 44 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案第 44 号」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 39 号（企業会計基準適用指針第 15 号の改正案）「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案第 39 号」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 40 号（企業会計基準適用指針第 22 号の改正案）「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案第 40 号」という。）
- ・ 実務対応報告公開草案第 35 号（実務対応報告第 20 号の改正案）「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案第 35 号」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 22 年 11 月 4 日（木）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：spe-tanki_2010_asbjed@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的及び経緯

平成 10 年 10 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」)三では、一定の要件を満たす特別目的会社を子会社に該当しないものと推定する取扱いが定められている。連結財務諸表における特別目的会社の取扱いについては、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の設定当初に比べ、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかなどの指摘を背景に、平成 19 年 3 月に、当面の対応として、同取扱いの定めにより出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(開示対象特別目的会社)について、その概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表している。

その後、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会(IASB)と共同で公表した会計基準のコンバージェンスに関する「東京合意」を踏まえ、国際的な会計基準とのコンバージェンスの検討を進めてきたが、IASB の連結プロジェクトに関する作業計画が当初の予定よりも延期されたことを契機に、短期的に一部の特別目的会社の取扱いを改善することとした。本公開草案は、それらの検討の結果として、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の取扱いを一部見直すための所要の改正を行うこととしたものである。

なお、当委員会では、今回の改正とは別に、IASB において開発中の連結基準とのコンバージェンスを、引き続き検討していく予定である。

■ 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の改正(会計基準案第 44 号第 7-2 項)

子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三では、一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定するとされている。本公開草案では、当該取扱いを会計基準案第 XX 号の中で定めることとし、また、当該取扱いは資産の譲渡者のみに適用されることとし、出資者に関する記述を以下のように削除することとしている。

第 7 項にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的

に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

(上記の二重取消線部分を削除する。)

■ 開示（会計基準案第 44 号第 43 項）

連結の範囲に含めた特別目的会社に関して、当該特別目的会社の資産及び当該資産から生ずる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務（ノンリコース債務）については、その金額を注記する。なお、当該注記に代えて、連結貸借対照表上、他の項目と区別して記載することもできる。

ノンリコース債務に対応する資産については、担保資産の注記に準じて注記する。

■ 経過措置（会計基準案第 44 号第 44-4 項(3)及び(4)）

適用初年度における経過的な取扱いとして、適用により新たに連結に含まれる子会社については、適用初年度の期首において当該子会社の資産及び負債のすべてを連結財務諸表上の適正な帳簿価額（過年度から適用されていたのであれば、当該子会社を連結に含めていたとして算定される金額）により評価し、当該子会社に対する投資との差額を利益剰余金（少数株主に帰属する部分は少数株主持分）に直接加減する。

ただし、適用初年度の期首において、子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価し、当該子会社に対する投資との差額を利益剰余金（少数株主に帰属する部分は少数株主持分）に直接加減することができる。

■ 適用時期（会計基準案第 44 号第 44-4 項(1)及び(2)）

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。なお、平成 24 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度の期首から適用することができる。

■ 連結の範囲に含まれる企業の明確化（実務対応報告案第 35 号 Q1 の A3）

商法上の匿名組合出資について、営業者及び匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当する場合において、当該匿名組合の事業を含む営業者の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するようなときは、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含めることが適当である。

以上